

○**経緯**: 社会保障審議会医療部会において要件見直しが提言され(H23.12.22)、検討会を設置し見直し内容が報告された(H26.1.23)。これを受け、H26年3月31日付で医政局長通知の改正により要件が見直された。(H26.4.1施行)

○**紹介率等**: 照会患者への対応と救急患者への対応を同一の算定式で評価していたものを別々に評価する算定式に見直すとともに、基準値を厳格化

算定式

【旧基準】

紹介率 = (紹介患者数 + 救急患者数) / 初診患者数
逆紹介率 = 逆紹介患者数 / 初診患者数



【新基準】

紹介率 = 紹介患者数 / 初診患者数
逆紹介率 = 逆紹介患者数 / 初診患者数

※新基準の初診患者数は、救急搬送患者を除く。

基準値

紹介率80%以上、又は
紹介率60%以上かつ逆紹介率30%以上、又は
紹介率40%以上かつ逆紹介率60%以上



紹介率80%以上、又は
紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上、又は
紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

○**救急医療の提供**: 救急搬送患者の受入れを要件化

【新基準】 原則として下記のいずれかを満たすこととする。

<要件1> 救急搬送患者数 ÷ 救急医療圏人口 × 1,000 ≥ 2 (本県の場合は患者数1,494名以上で要件を満たす)

<要件2> 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000

※救急搬送患者: 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診患者

ただし、救急医療の確保の観点から、この要件を満たしていない場合であっても知事が適当と認めた場合には承認可能

○**地域の医療従事者への研修**: 地域の医療従事者に対する研修を年間12回以上主催すること

<経過措置>

既に承認を受けている病院が新たな承認要件の一部を満たさない場合には以下の対応を行う

- 1) 満たさない基準について、2年程度の期間の改善計画の策定を求める
- 2) 改善計画期間経過後も充足されない場合は、医療審議会の意見を聴き、取り扱いを決定する

地域医療支援病院の現況について

1 地域医療支援病院

紹介患者に対する医療の提供、医療機器の共同利用、地域の医療従事者の研修の実施等を通じ、かかりつけ医等を支援し、地域医療の充実を図る病院。（知事が承認する。）

2 承認日

近森病院 平成15年2月25日

高知赤十字病院 平成17年8月16日

高知医療センター 平成19年4月25日

3 現在の状況（平成24年度業務報告より）

	近森病院	高知赤十字病院	高知医療センター
紹介率及び 逆紹介率 (旧基準)	紹介率 91.6% 逆紹介率 59.3%	紹介率 70.3% 逆紹介率 57.8%	紹介率 61.8% 逆紹介率 88.1%
救急患者 受入数	30,384 人	14,314 人	14,062 人
※紹介率及び 逆紹介率	紹介率 84.3% 逆紹介率 110.5%	紹介率 59.6% 逆紹介率 78.6%	紹介率 58.9% 逆紹介率 94.9%
救急搬送患者数	5,002 人	4,736 人	3,116 人
共同機器 利用件数	538 件	314 件	18,619 件
共同利用に係る 病床利用率	130.1%	178.9%	37.5%
登録医療機関数	122 箇所	207 箇所	456 箇所
研修回数	124 回	73 回	18 回
研修受講者数	4,193 名	1,478 名	1,370 名
研修指導者数	33 名	35 名	50 名
委員会の 開催回数	2 回	1 回	2 回
患者相談件数	15,668 件	11,779 件	3,157 件

※については、平成24年度実績内容を新基準で算定したものです。